



# 佐賀県公報

平成18年  
8月21日  
(月曜日)  
第 12795号

## 目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

### 告 示

(五三四・道路課)一  
(五三五・〃)一

### ○ 告 示

#### ● 佐賀県告示第五百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年八月二十一日から平成十八年九月二十日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年八月二十一日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	道 路 間	後 の 変 更 前		道 路 の 区 域
		前	後	
県道 鳥栖朝倉線	鳥栖市飯田町字中ノ坪四四三番 六地先から 六地先まで	鳥栖市飯田町字中ノ坪四四三番 六地先から 六地先まで	鳥栖市飯田町字中ノ坪九九番一 鳥栖市飯田町字中ノ坪九九番一 地先まで	鳥栖市飯田町字中ノ坪四四三番 六地先から 六地先まで
	一六・〇	二七・〇	二七・〇	四二・二
	一九四・〇	一九四・〇	一九四・〇	一一〇〇・〇
				メートル
				延長

#### ● 佐賀県告示第五百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定により、次とおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年八月二十一日から平成十八年九月二十日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年八月二十一日

佐賀県知事 古川康

路線名	供用開始の区間		供用開始の期日
	前	後	
県道 鳥栖朝倉線	鳥栖市飯田町字中ノ坪四四三番六地先から 鳥栖市飯田町字中ノ坪九九番一地先まで	鳥栖市飯田町字中ノ坪四四三番六地先から 鳥栖市飯田町字中ノ坪九九番一地先まで	平成一八・八・二二
	一六・〇	二七・〇	一九四・〇

申購  
込読料

一か年二八、八〇〇円(送料共)  
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年八月二十一日印刷及び発行者  
佐賀県知事 古川康行

印刷定日 毎週月曜日  
株古川総合印刷